



商工通信



令和2年5月号
第205号
令和2年5月1日発行

田んぼの水面が眩しい季節

〒959-2642 胎内市新和町 2-5
中条町商工会 (胎内市産業文化会館内)
TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773
URL <http://www.tainai.or.jp/>
✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の行事予定

※今月の名言・・・セネカ

大切なことは、何に耐えたかということではなく、いかに耐えたかということである。

【5月 MAY】

日にち	時間	内容	場所	担当者
11日(月)	9:00~	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
14日(木)	9:00~	筆頭総代会議	商工会館	町田・菅原
14日(木)	13:30~	女性部事業 花いっぱい	本町ほか	女性部
14日(木)	14:00~	第2回 理事会(書面決議)		
22日(金)	13:30~	新潟県商工会連合会 通常総会(書面決議)		
27日(水)	10:00~	日本政策金融公庫「一日公庫」 ※要予約	商工会館	菅原・鈴木・窪田
未定	未定	中条まつり 監査会		

【6月 JUN】

日にち	時間	内容	場所	担当者
10日(水)	9:00~	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
23日(火)	8:30~	商工会員 事業所集団健康診断	商工会館	永井・鈴木
25日(木)	8:30~	商工会員 事業所集団健康診断	商工会館	永井・鈴木
26日(金)	10:00~	無料法律相談(要予約)	商工会館	鈴木

★壁等に貼ってご利用下さい。

令和元年分振替納税日 所得税 5月15日(金) 消費税及び地方消費税 5月19日(火)
(個人事業者の方)

休業要請にかかる協力金の支給について

新潟県では5月6日まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設の使用停止等の協力を要請しておりましたが、県の休業要請に応じて施設の休止や営業時間短縮に協力していただいた県内の中小事業者等(上記休業要請等対象者)に対し、一事業者あたり10万円の協力金が支給されます。

- 要件
- ①令和2年4月24日~5月6日までの全期間休業等の要請に協力いただくこと
 - ②令和2年4月21日(緊急事態措置)以前に開業した事業者であること
 - ③県内の事業所の休業等を行うこと

郵送による申請は5/1から、申請サイト (<https://niigata-kyugyo.jp/>) での申請は5/8から受け付けます。

申請書類は新潟県ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/sikyu.html>) をご覧ください。

また、「新潟県緊急事態措置・協力金相談センター」も設置されています。 ☎025-280-5222 (9時~19時・土日祝含む)

持続化給付金に関するお知らせ (5月1日現在)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

給付額: 法人200万円、個人事業主100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限とする

■計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

※上記を基本としつつ、昨年創業した方や収入に季節性がある方、事業承継を受けた方等には特例があります

支給対象: ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

②2019年以前から事業による売上を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

③法人の場合は資本金の額又は出資の総額が10億円未満、若しくは常時使用する従業員数が2,000名以下の事業者

※中小企業・小規模事業者や個人事業主だけでなく、医療法人や農業法人など会社以外の法人も対象です

申請方法: 特設ホームページからの電子申請 ※必要に応じて窓口も設置される予定です

必要書類: 確定申告書類、2020年分(対象月)の売上台帳等、通帳の写し、本人確認書の写し等 (PDFやJPGで添付)

申請用 URL はこちら
(中小企業庁内特設サイト)
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

雇用調整助成金の申請にかかる経費を支援します(中小事業者等向け)

胎内市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象として、厚生労働省所管の「雇用調整助成金」を申請する際の書類作成(手続き含む)を委託する際の経費を補助します。是非ご活用ください。

※要綱・申請様式等は胎内市ホームページに掲載されているものをご利用ください。

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

- ◆対象者(農業経営体を含む) : 以下の1~3全てを満たすもの
 - ①市内に本社(本社機能を有する事業所を含む)を有する中小企業者等
 - ②雇用保険法(昭和49年法律第116号)の適用を受けるもの
 - ③納付期限の到来した市税の未納がないこと

◆対象経費 : 雇用調整助成金の申請書類作成(手続き含む)を社会保険労務士へ委託する際の経費

◆補助額 : 1事業者あたり10万円

※交付決定額の合計が上限に満たない限り、同一年度内における申請回数に制限なし

◆受付窓口 : 胎内市商工観光課及び胎内市内商工会

詳細は胎内市ホームページをご覧ください <http://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/koronashientop.html>



新型コロナウイルス感染症の影響により納税・納付が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税や保険料を一時的に納付できない場合は、猶予制度が設けられています。(※要申請)納付が困難な場合は、できるだけ早めに納付先にご相談ください。相談先は以下のとおりです。

- ・国税(所得税・消費税等) : 所轄の税務署・徴収部門(新発田税務署 ☎0254-22-3161、自動音声案内で「2」を選択)
- ・労働保険料 : (労働保険事務組合へ事務委託をしていない場合) 所轄の労働局(新発田労働基準監督署 ☎0254-27-6680)
- ・厚生年金保険料 : 所轄の年金事務所(新発田年金事務所 ☎0254-23-2128、自動音声案内で「4」を選択)

雇用保険料率 は変更ありません。

注) 給料天引きの際にご確認願います。
65歳以上の労働者も雇用保険料の徴収が必要です。

令和2年度(平成29年4月1日~)

事業の種類	負担者	①	②		①+② 事業主負担
		労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
(平成28年度まで)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
(平成28年度まで)		5/1,000	8/1,000	5/1,000	13/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000
(平成28年度まで)		5/1,000	9/1,000	5/1,000	14/1,000

コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための販路開拓に 最大100万円が交付される補助金を申請しませんか?

小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の公募が開始されました。

☆一般型も引き続き受付中! 次回締切は6/5(金) 当日消印有効

- 受付締切 **令和2年5月15日(金)** ※一般型同様に、5/15以降も複数回の締切を設けています
- 小規模事業者(※)を対象に、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。(補助上限:100万円)
※小規模事業者とは、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は常時雇用する従業員数が5名以下、製造業・その他(サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む)は常時雇用する従業員数が20名以下の事業者です。
- 販路開拓や売上増を目的とする事業計画であれば対象となります。
- 申請要件 補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること
 - A: サプライチェーン毀損への対応 … 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと(例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)
 - B: 非対面型ビジネスモデルへの転換… 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと(例: 店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス導入)
 - C: テレワーク環境の整備 … 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること(例: WEB会議システム、PC等を含むシンククライアントシステムの導入)
- 申請書類 申請書類・公募要項は新潟県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。 <http://www.shinsyore.or.jp/>